賛助会員規程

（賛助会員）

 第１条 　賛助会員とは、一般社団法人トレーナーアシストJapanの趣旨に賛同し、 賛助する意思のある個人、法人または団体をいう。

（入 会）

 第２条 　一般社団法人トレーナーアシストJapanに賛助会員として入会しようと する者は、所定の入会申込書に、必要な事項を記入して申込むものとする。

（決 定）

 第３条　 入会申込書を受理したときは、理事会の決議を経て入会の可否を決定する。

（会員資格）

第４条 　入会承諾に関する理事会の決定通知を受け、かつ、会費を納めたときより、申 込者は賛助会員資格を得たものとする。

(会 費)

 第５条　 賛助会員の会費は、個人・法人ともに年額一口11万とする。 なお、事業年度の中途に入会した場合も同様の取り扱いとする。

（会費納入）

 第６条　 賛助会員は、会費を、事業年度開始後３か月以内に金融機関の口座に振り込む方法 により納めなければならない。

 （変 更）

第７条　 賛助会員は次の各号に変更のあった場合には、すみやかにこれを届け出るものと する。 １．事務所の所在地その他これに伴う必要事項 ２．名称、商号、組織および代表者、代理人のいずれかの事項

（資格喪失等）

 第８条 　賛助会員の退会・除名に関しては、退会届を提供することにより、任意にいつでも退会することができる。 当社団が不適切と判断した場合のみ除名することができる。

（権利等）

 第９条 　ホームページに記載してある賛助会員の特典の権利を有する。